

東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録

日 時 : 平成27年11月11日(火) 13:30~14:30

場 所 : 東京都庁第一本庁舎 23階 23A会議室

<教育庁出席者(敬称略)>

教育庁指導部指導企画課

同 義務教育指導課

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

教育庁人事部人事計画課

教育庁総務部教育情報課

<東京LD親の会連絡会出席者>

けやき 4名

にんじん村 2名

要望書回答【教育関係要望項目】

1. 特別支援教室

- (1) 特別支援教室のガイドラインを作成してください。現状の通級制度より、支援の質の低下をまねいたり、地域格差が生じないようにしてください。
- (2) 特別支援教室は平成28年度より小学校から順次導入となっておりますが、現時点での進捗状況をお聞かせください。
- (3) 小集団によるソーシャルスキルトレーニングは社会性やコミュニケーションに課題を持つLD等発達障害のある子どもにも必要不可欠なものです。特別支援教室では実施されないのでしょうか。何らかの方法で実施してください。
- (4) 特別支援教室専門員は具体的にはどのような事を行うのでしょうか。また、どのように募集採用するのですか。

回答特別支援教育課

- (1) 公立小学校における特別支援教室の導入を円滑に推進するため、「特別支援教室導入ガイドライン」を策定いたしまして、本年4月に全ての公立小学校に配布しました。
- (2) 特別支援教室の導入の進捗状況についてですが、平成27年10月1日現在、部分的に設置する区市町村も含めて、39の区市町村が平成28年度に導入するという見込みです。
- (3) 小集団によるソーシャルスキルトレーニング、社会性やコミュニケーションにかかる特別支援教室での実施につきましては、特別支援教室における指導内容は自立活動と教科の補充指導として、指導形態は児童の状況に応じて個別指導及び小集団指導により行います。
- (4) 特別支援教室専門員の業務は、特別支援教室で指導を受ける児童の時間割の調整や巡回指導教員、臨床発達心理士の巡回日の連絡・調整、指導内容に応じた教室・教具の調整、個別の課題に応じた教材の作製、在籍児童の行動観察及び指導の記録、巡回指導教員への報告等です。募集採用については、現在公募により確保しています。

2. 教育と福祉の連携

- (1) 東京都発達障害者支援センターによる区市町村相談支援実施状況のまとめを見ると、教育課程を終えた後の20~30才代の相談が半数近くを占め、彼らの多くがニートや引きこもり状態、在宅などになっており、教育と福祉の連携がうまくいっていない現状が推測されます。学校教育から社会への移行支援がスムーズに行われるようにしてください。現在、青年期の人に対して東京都独自での取り組みがあれば、お聞かせください。
- (2) 都立普通高校を卒業して進路が決まらなかった発達障害の生徒（大学浪人以外）への支援はどう行われているのでしょうか。必要な生徒には若者サポートステーションや若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム（若コミ）の紹介など、福祉や労働に繋げて下さい。また、高校の教員や進路指導担当者にそのような情報を伝えて下さい。
- (3) 首都大学東京に入学した発達障害のある学生への支援は行われているのでしょうか。お聞かせください。
- (4) 「特別支援教育コーディネーター」とハローワークの「就職支援ナビゲーター」とが連携して、教育から福祉や労働へスムーズに移行できる仕組みを構築して下さい。

回答

(1) 指導部

都教育委員会は、平成26年3月に「これからの個別の教育支援計画」を公表し、「学校生活支援シート」の活用による学校と労働や福祉等の関係機関との連携の促進を図っています。また、都立特別支援学校ではセンター的機能を生かし、各学校からの求めに応じ関係機関との連携の在り方について情報提供を行っております。

(2) 高等学校教育指導課

都立普通科高校では、本人や保護者の希望をふまえ、学年担任、進路指導部、特別支援教育コーディネーターが連携して進路決定の支援をしております。卒業までに進路決定に至らない場合は、若者サポートステーションなどを紹介するとともに、卒業後も学校に相談窓口を設けて支援にあたっております。また、若者サポートステーション等の情報提供は今後も継続してまいります。

(3) 略

(4) 指導部

東京都教育委員会は、平成26年3月に「これからの個別の教育支援計画」を公表し、「学校生活支援シート」の活用による学校と労働や福祉等の関係機関との連携促進を図っています。

3. 合理的配慮

- (1) 電子黒板、タブレット、電子教科書、読み上げソフトなどの支援ツールの導入や使用について、合理的配慮の面から東京都はどのようなご見解でしょうか。タブレットなどを個人的に使用したい時に、現場での理解がなかなか得られないと聞きます。
- (2) 学校でのピクトグラムの導入をお願いします。LD等発達障害児の読み書きが苦手な子どもや、空間認知が苦手な子どもたちが校内でスムーズに移動できるように教室・その他の専科の教室、トイレ等、文字だけではなく見てすぐ判断できるように環境を整備してください。

回答

(1) 指導部特別支援教育指導課

読み書きなどに困難を示す学習障害の児童生徒にとって、ICT 機器の活用は、苦手な能力を補い、授業への参加や理解の促進をはかる上で有効です。特別支援学校がこれまで蓄積してきた ICT 機器を活用した指導実践等を紹介するなど、学習障害の児童・生徒が円滑に学習できるよう公立小・中・高等学校を支援してまいります。

(2) 教育庁の中で直接所管する担当課がないので一般的な回答をさせていただきます。差別解消法の施行に伴い、学校又は学校設置者が必要に応じ対応することとなります。

4. 教職員

(1) LD 等発達障害児には教職員の少しいづんと救われる子どもたちが存在します。理解のある教員とそうでない教員がまだ混在している現状では、子どもたちにとって良い学習環境とは言えません。一人でも多くの教職員に現場で対応できるような具体的な支援技術を獲得していただき、教員の質の向上を図り、「今年の担任はハズレだった」などと保護者に言わせないようにしてください。

(2) 財務省は子どもの減少に伴い教員の数を減らそうと検討しているようですが、学校現場では発達障害児への対応、いじめ、不登校等、問題は山積しています。さらに教員は忙しすぎるという現状の中、これ以上教員数を減らさないでください。また、東京都はどの様にお考えなのか、お聞かせください。

(3) LD 等発達障害児はいじめの対象になりやすく、さまざまな原因で不登校になりやすいと言われております。教職員に対して、個々の児童生徒の状態にしっかり向き合うように指導を徹底してください。

(4) 教職員に対しては、保護者とよく連絡をとり、児童生徒の理解に繋げるよう指導してください。

回答

(1) 都教育委員会は、平成26年3月に、発達障害の児童生徒の指導方法の研究・開発事業の成果を報告書にまとめ、区市町村教育委員会を通じて都内公立小・中学校に配布し、読み書きに障害のある児童生徒の指導方法の理解と充実に努めております。

(2) 人事部人事計画課

教職員定数につきましては、国の基準に基づいて教職員定数の配置基準により算定しております。都は国に対して、教職員定数の改善について、提案要求をしております。

(3) 指導部指導企画課

発達障害の児童・生徒が、いじめを受けたり、不登校になったりすることを防止するため、教員が児童・生徒一人一人の実態を踏まえて、適切に支援することができるよう、スクールカウンセラーの協力を得ながら、児童・生徒理解を深めるとともに、学校教育相談体制の充実を図って参ります。また、いじめや不登校などの問題については、学校全体で未然防止や早期対応の取組を徹底するよう、学校に対して指導・助言を行ってまいります。

(4)

教員が保護者と緊密に連絡を取り合って、児童・生徒についての理解を深めることができるようにするため、都教育相談センターが作成している資料を各学校で活用して研修等を周知させるよう指導・助言しております。

5. 発達障害者支援ハンドブック 2015

(1) 東京都福祉保健局発行の「発達障害者支援ハンドブック 2015」は都内全ての公立学校に配布されているのでしょうか。学校教育の現場でも大変参考になる素晴らしい資料ですので、ぜひ各学校で有効に活用されるように配布・指導してください。

回答

配布状況については、午前中に福祉保健局から回答があったかと思いますが、福祉保健局が必要なところに広く配布している状況です。まだ学校全部に行きわたっている状況ではありませんので、それをふまえて今回はご意見として伺っておきます。

6. その他

- (1) 国がスクールカウンセラーを常勤にする事について、東京都の意見をお聞かせください。
- (2) 東京都教育庁主催のシンポジウムや研修会に親も参加できるようにしてください。保護者もぜひ一緒に参加させていただきスキルアップを図りたく、研修会等の情報をご開示ください。東京LD親の会連絡会としても、会員への周知を更に図り、都教委との連携をとる体制を整えますので、通知をお願いします。

回答

(1) 指導部指導企画課

スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始し、平成13年度からは都が経費の2分の1を負担する国の補助事業として実施してまいりました。平成15年度には、都は全国に先駆けて公立中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を完了いたしました。平成20年度から国の補助率が3分の1に変更となり、都の負担が増加した中で、新たに小学校に配置するなど順次配置の拡充を図り、平成25年度からは、全公立小・中・高等学校に配置して、学校における教育相談体制の充実をはかっているところです。都の負担が増加している現状では、スクールカウンセラーの常勤化などの配置拡充は困難ですが、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直しなどについての財源支援を国に働きかけていきます。

(2)

*教職員研修センター

東京都教職員研修センターでは、東京都の教育に対する理解を深めて頂くことを目的に、教職員を対象とした夏季集中講座を都民の方にも公開して実施しており、講座の内容は、毎年、様々な教育課題に関する内容を取り上げています。なお、開催案内は、例年6月中旬から下旬にかけて、東京都教育委員会ホームページ等においてお知らせしています。

*指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、学校や教職員へ配布している特別支援教育に関する様々なリーフレットや資料、報告書等を、都教育委員会のホームページに掲載し、広く都民に公開しています。

7. 発達障害のある人への職業教育を充実させ、求職活動の支援を強化して下さい。

(1) 特別支援学校だけでなく、普通の中学校・高校に在籍するLD等発達障害のある生徒に向けた職業教育をすすめてください。

回答 指導部義務教育指導課

中学校における職業教育は、職場体験学習などを通して行われています。その際、LD等発達障害のある生徒に対しては、個々の生徒の障害の状態等に依じて、学習活動などを工夫しています。今後も東京都教育委員会は、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、その基盤となる能力を育成する教育の充実に向けて、区市町村教育委員会に指導・助言等を行っていきます。また、全ての都立高等学校では、キャリア教育の全体計画を作成し、LD等発達障害のある生徒のみならず、全ての生徒に対して社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を組織的、計画的に実施しております。